



福島県医療ひつ迫警報

令和4年12月16日（金）～令和5年1月15日（日）

福島県



警報のポイント（県民に特にお願いしたいこと）

1 医療機関の負荷を減らす

- 外来診療への集中を防ぐため、検査キットによるセルフチェックを積極的に活用ください。
- 緊急性の高い方の命を守るため、救急外来・救急車の適正利用をお願いします。
- 体調不良に備えて、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の事前購入をお願いします。

2 感染者を減らす

- オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種をお願いします。
- 症状がある方の家族や接触した方は、自分自身に症状がなくても慎重な行動をとりましょう。
- 大人数・長時間の会食への参加は慎重に判断しましょう。（自宅等での会食も注意）

2

福島県医療ひつ迫警報



県本部として強化した項目【一部再掲】

1 受診相談・診療体制

- 年末年始における外来診療体制の強化（協力金の支給）
- 陽性者登録センターの1日あたり登録可能数を800件→1,000件に拡充
- フォローアップセンターの受電相談体制の強化

2 検査

- 検査キット配布センターの1日あたり配布体制を5,000→8,000キットに拡充
- 臨時無料検査拠点を設置（JR福島駅、郡山駅、いわき駅、12/29～1/9）
- 要望のあった高齢者施設、学校、医療機関などの従事者向けに抗原検査キット（339万キット）を配布（11/21～）

3 ワクチン

- オミクロン株対応ワクチン大規模接種会場を設置（12/27 郡山市）



福島県医療ひつ迫警報

1 医療提供体制の負荷状況

2 医療提供体制の負荷軽減のために

3 検査のさらなる活用

4 速やかなワクチン接種

5 基本的な感染対策の再点検と徹底

6 感染者を減らす／二次感染を広げないために

7 外出時の注意

8 施設別対策（各施設ごとのガイドラインの順守）

4

福島県医療ひつ迫警報

福島県医療ひつ迫警報

3

1 医療提供体制の負荷状況

1 県内の状況

感染の急拡大

地域における感染の急拡大（日常生活の場にも感染リスクが拡大、患者も大幅増に）

1日当たりの新規陽性者数が過去最多の3,705人（12/12時点）となるなど、地域において感染が急拡大

コロナ患者の大幅増・負担の増

- 新規陽性者数の大幅増により、外来診療や入院を要する患者が増加
- 症状が悪化した患者、介護をする患者の増加により、医療現場の負担が急激に増加
- がんや心疾患、救急など命に関わる医療の継続が懸念される

医療機関の対応力低下

- 地域の感染拡大により医療従事者も生活の場において、濃厚接触者や陽性者となる方が急増し、**外来・病棟のスタッフが不足**
- 院内クラスターの発生、対応により**外来・救急・入院受入に制限が生じる**

■医療機関におけるクラスター新規発生件数 9件（12/7～12/13）

■クラスター対応継続医療機関数 31箇所（12/13時点）※県本部にて把握している数

医療提供体制が
極めて厳しい状況

救急医療の受入制限が発生するなど、
一般医療へ影響が生じています。

- 受入困難事例
脳出血：受入照会に4回重複し、受入先への到着まで1時間20分を超えた
心筋梗塞：受入照会に7回重複し、加えて他地域での受入となつたことから、受入先への到着まで1時間45分を超えた

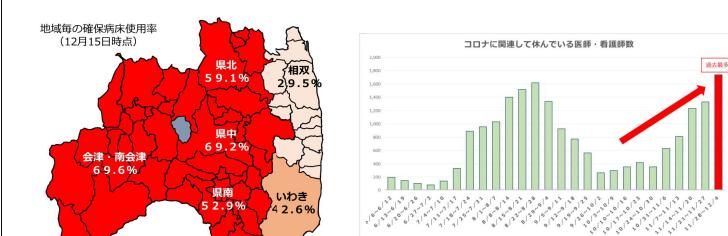
5

福島県医療ひつ迫警報

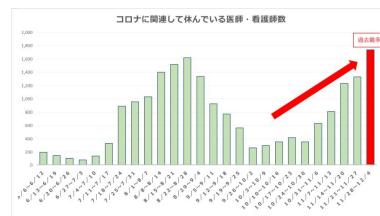
1 医療提供体制の負荷状況

1 県内の状況

地域毎の確保病床使用率



■確保病床使用率 56.3% (12/15時点)



福島県医療ひつ迫警報

6

2 医療提供体制の負荷軽減のために

1 適切な受診にご協力ください

- （重症化リスクの低い方）受診する前に、セルフチェックを行いましょう。
- 受診する際には、事前に電話連絡し、通常の診療時間（**可能な限り平日の日中**）に受診してください。

症状のある方（発熱、咳、のどの痛み等）

重症化リスクの高い方
65歳以上、小学生未満
妊婦、基礎疾患がある方

重症化リスクの低い方
(左記以外の方)

かかりつけ医
または
診療・検査医療機関を受診

抗原定性検査キットで
セルフチェック
※「3 検査の更なる活用」を
ご覧ください

コロナ陽性となり、自宅療養中の方

体調悪化時、療養期間中の相談

県フォローアップセンターへ
ご相談ください

2 医療提供体制の負荷軽減のために

2 救急車・救急外来の適正利用に御協力をお願いします。

- 救急車や救急外来は、緊急性の高い症状の方や重症の方の命を守っています。
- 急を要する場合以外に救急車を呼んだり、検査のためだけに救急外来を受診することは控えましょう。

!
救急車・救急外来の
誤った利用



総務省消防庁ホームページより

3 受診するか迷ったら

- まずは、かかりつけ医に相談しましょう。
- かかりつけ医がない場合には、各相談窓口をご利用ください。
コロナに関するご相談…福島県受診・相談センター 0120-567-747 (24時間)
コロナ以外に関するご相談…夜間救急相談 #7799 (毎日19時～翌朝8時)
こども救急ダイヤル #8000 (毎日19時～翌朝8時)

福島県医療ひつ迫警報

8

休日当番医
(福島医療情報ネット)



福島県医療ひつ迫警報

7

3 検査のさらなる活用

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 抗原定性検査キットでセルフチェックしましょう

【あらかじめ準備しましょう】

- 感染した場合に備えて、コロナ用抗原定性検査キット（※）を購入しておきましょう。
※「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示されているもの
- すでに症状がある等で薬局に行けない場合には、検査キット配布センターが配布する
検査キットを活用しましょう。※検査キット配布体制を強化（8,000キット/日）

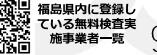
【症状がある場合】

- 重症化リスクが低く、軽症の方または濃厚接触者の方は、まずセルフチェックしましょう。

【検査の結果で陽性となった場合】

- 症状が軽く医療機関の受診を必要としない方は、「福島県陽性者登録センター」に
登録申請してください。
- 療養・陰性証明のために、医療機関を受診することは控えましょう。

2 感染への不安がある場合には（無症状の方は）

- 感染不安のある県民の方は、薬局等で実施している無料検査を活用しましょう。（検査申込みは直接、検査実施場所へ）

- JR福島駅、郡山駅、いわき駅で、12/29～1/9臨時無料検査拠点を設置します。
帰省等で高齢者、重症化リスクの高い方に会う前に御活用ください。



福島県医療ひつ迫警報

5 基本的な感染対策の再点検と徹底

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 マスクの正しい着用

- 場面に応じて、正しくマスクを着用しましょう。（鼻出しマスク、あごマスクはNG）
- 会話を行う場合は、屋内・屋外を問わず、マスクを着用しましょう。

2 手洗い・消毒の励行

- 外出先から戻った時など、手洗い、手指消毒を習慣づけましょう。
- 多くの人が触れるドアノブや照明ボタンなどもこまめに消毒しましょう。

3 充分な換気量の確保

- 空気の流れを意識して、機械換気装置による常時換気や2方向の窓開け換気、換気扇（扇風機やサークュレーターなど）の活用により十分な換気量を確保しましょう。
- 室内温度が下がる場合もあるため、暖かい服装（ウォームビズ）で体温調節を行い、換気が疎かにならないようにしましょう。

4 人と人の距離の確保

- 人ととの距離はできるだけ2mとりましょう。
- マスクをしていても、密接しての会話は避け、距離を保つようにしましょう。

福島県医療ひつ迫警報

4 速やかなワクチン接種

(※予防接種法第8条接種推奨及び第9条努力義務)

1 オミクロン株対応2価ワクチンの速やかな接種をお願いします。

【ワクチンの特徴】

- 従来型の成分に加えオミクロン株の成分が含まれるため、重症化予防効果、感染予防効果、発症予防効果が期待される
- 2価ワクチンであることにより、今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことが期待される

【接種の対象・回数】

- 初回接種（1・2回目接種）が完了している方で、前回の接種から3ヶ月以上経過した12歳以上の方が
1回接種ができます。なお、インフルエンザワクチンとの同時接種も可能です。
※ノババックス社ワクチンで3回目以降の接種を11月8日以降に行った場合、オミクロン株対応2価ワクチンを接種することはできませんので御注意ください。

【対象の方は速やかな接種を】

- 重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようお願い
します。なお、ワクチンの種類（B.A. 1とB.A. 4-5）に関わらず、いずれか早く打てるワクチンで1回接種を！
- オミクロン株対応ワクチン大規模接種会場の設置（12/27郡山市）

2 季節性インフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザワクチンの接種も検討を

- 65歳以上の方等の定期接種対象者で、接種を希望される方は、インフルエンザワクチン（予防接種）の
早めの接種を（お住まいの市町村から一部または全部助成があります。）
- 重症化リスクの疾患のある方や小児、医療機関や高齢者施設等の職員の方も、接種の検討を。
(自己負担額があります。)

10

福島県医療ひつ迫警報

6 感染者を減らす／二次感染を広げないために

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 症状がある時は外出しない・人と会わない

- 発熱や喉の痛み、咳などの症状がある場合は、外出しないようにしましょう。
(自分だけは大丈夫だと油断しない、家族に症状があったら外出させない、休ませる)
- 濃厚接触者や同居家族に症状が出た場合は、できるだけ接触しないようにしましょう。
- 陽性になった場合は、発症2日前までに（濃厚）接触した方へ必ず連絡しましょう。
- 濃厚接触者となった場合は、5日間は自宅待機を徹底し、7日間が経過するまでは慎重な行動をとりましょう。
- 症状がある方の家族や接觸した方は、自分自身に症状がなくても慎重な行動をとりましょう。
- 決められた療養期間は外出せず、人との接觸は避けましょう。

2 陽性になった場合の備えを

- 発熱等の体調不良時のセルフケア・自己検査の準備を含め、備蓄などを進めましょう。
体温計 薬（常用している薬、市販の咳止め、解熱薬など1～2週間分多めに）
コロナ用抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」表示のもの）
日持ちする食料（5～7日分を目安に） 衛生用品（マスク、アルコール消毒液等）
日用品（生理用品、オムツ等）

12

福島県医療ひつ迫警報

11

7 外出時の注意

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 会食時の感染対策

- 会話時はマスクを着用し、大声での会話は控えましょう。
- 大人数・長時間の会食への参加は慎重に判断しましょう。（自宅等での会食も注意）
- 感染対策の徹底された認定店を利用しましょう。

2 移動時の感染対策

- 移動先の感染状況を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所は十分注意してください。
- 移動中の感染リスクに注意し、マスクの正しい着用や十分な換気を確保するなどの基本対策を徹底してください。
- 移動後も、引き続き感染対策を徹底し、発熱等の症状が出た場合には、登校や出勤を控えましょう。

13

福島県医療ひつ迫警報

8 施設別対策（各施設ごとのガイドラインの順守）

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 事業所

- 在宅勤務（テレワーク）等、人と人との接触を減らす取組を推進しましょう。
- 従業員等の日々の健康管理の徹底と休みやすい環境づくりに努めましょう。
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の勤務再開に当たって、保健所や医療機関に対して、療養開始時の診断書及び療養期間・待機期間終了後の陰性確認を求めないようにしましょう。

2 学校等

- 登校・登園時等に症状が出た場合には速やかに帰宅し、自宅等で安静に過ごしましょう。
- マスクの正しい着用・距離の確保・十分な換気等、基本的な感染対策に努めましょう。
- 部活動や課外活動を行う際には、適時適切なマスク着用と十分な換気を行いましょう。
- 特に休憩時や移動等の場面では、感染リスクが高まりますので注意しましょう。

3 高齢者施設等

- 通所系サービスを利用されている方は、発熱等の症状がある場合は利用を控えるようにしましょう。
- 感染拡大を踏まえ、抗原定性検査キットを活用し、週に2～3回を目安に従事者の集中的検査の実施をお願いします。キットについては、これまで県で配付したものに加え、現在、配送を進めている国配布分のキットや、市販されているものを御活用ください。

14

福島県医療ひつ迫警報